

資料 1

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
導入目的	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活を調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」に充てるため。	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。	「福岡市観光振興条例に基づき今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市	まとめ
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人	
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行	
導入目的	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るまちづくりの費用に充てるため	まちの魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てるため	各自治体の個性は見られるものの「都市の魅力を高める」「観光の施策に要する費用に充てる」ことは共通している。

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
課税客体	旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 住宅宿泊事業を営む施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為

団体名	二セコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市	まとめ
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人	
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行	
課税客体	旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	旅館業の許可を受けて営業を行う施設(旅館・ホテル、簡易宿所)の宿泊行為 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊行為	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊行為 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊行為	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第5項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊行為 国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)の宿泊行為 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊行為	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊行為 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊行為	すべての自治体が、旅館業法で定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、及び住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業(いわゆる民泊)

資料 3

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
課税標準	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数
納税義務者	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者

団体名	二セコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市	まとめ
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人	
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行	
課税標準	・旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業の許可を受けて営業を行う施設(旅館・ホテル、簡易宿所)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊数	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊数	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第5項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)の宿泊数 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊数	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊数	定額制・段階的定額制は宿泊数 定率制は宿泊料金
納税義務者	・旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	・旅館業の許可を受けて営業を行う施設(旅館・ホテル、簡易宿所)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊者	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊者	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第5項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊者	・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)の宿泊者 ・住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以下、「宿泊施設」といいます。)の宿泊者	すべてが宿泊者

資料 4-1

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
	段階的定額制	段階的定額制	定率制	段階的定額制	定額制	段階的定額制
税率	1人1泊 ～19,999＝200円 20,000～＝500円 50,000～＝1,000円 ※R8.3から ～5,999＝200円 6,000～＝400円 20,000～＝1,000円 50,000～＝4,000円 100,000～＝10,000円	1人1泊 5,000～19,999＝200円 20,000～＝500円	宿泊料金の2%	1人1泊 ～19,999＝150円 20,000～＝450円 (ほか県宿泊税50円)	1人1泊 150円 (ほか県宿泊税50円)	1人1泊 ～9,999＝100円 10,000～19,999＝200円 20,000～＝500円

団体名	二セコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
	段階的定額制	定額制	定額制	定額制	定額制
税率	1人1泊 ～5,000＝100円 5,001～19,999＝200円 20,000～49,999＝500円 50,000～99,999＝1,000円 100,000～＝2,000円	1人1泊 200円	1人1泊 200円	1人1泊 【全県】300円 【仙台市内】県分100円・仙 台市分200円	1人1泊 【仙台市内】県分100円・仙 台市分200円

資料 4-2

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
R5当初予算調べ	35.5億円	7.1億円	2億円	14億円	3.9億円	3.7億円

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
R5当初予算調べ	1.6億円	(R6年度1600万円・年間約2億円を見込む)	(R7年度 5億6500万円を見込む)	(R7当初:3億7000万円ただし徴収開始が延期)	(R7当初:3億1100万円ただし徴収開始が延期)

山形市の税収試算

(A)観光庁公表の山形市内の宿泊者数(R6.1～R6.12)	約830,000人泊
(B)素泊まりの平均価格	約7,000円

試算1	定額制	単価				
	100円の場合	100	×	(A)	=	83,000,000
	200円の場合	200	×	(A)	=	166,000,000
	300円の場合	300	×	(A)	=	249,000,000
	400円の場合	400	×	(A)	=	332,000,000
	500円の場合	500	×	(A)	=	415,000,000

試算2	段階的定額制					
	～5,000円	100	×	192,228	=	19,222,800
	5,001円～10,000円	200	×	522,983	=	104,596,600
	10,001円～15,000円	300	×	95,616	=	28,684,800
	15,001円～20,000円	400	×	14,608	=	5,843,200
	20,001円～	500	×	4,565	=	2,282,500
合計						160,629,900

試算3	定率制					
	3%	×	(B)	×	(A)	= 174,300,000
	4%	×	(B)	×	(A)	= 232,400,000
	5%	×	(B)	×	(A)	= 290,500,000

資料 5

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
申告期限	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで
納期の特例	あり	あり	あり	あり	あり	あり

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市	まとめ
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人	
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行	
申告期限	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで	各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで
納期の特例	あり	あり	あり	あり	あり	すべての自治体であり

資料 6

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
免税点	なし	5,000円	なし	なし	なし	なし

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
免税点	なし	なし	なし	1人1泊6,000 円未満(素泊まり・税抜き料金)	1人1泊6,000 円未満(素泊まり・税抜き料金)

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
課税免除	①学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの ②所属する保育園、認定こども園などが主催する旅行その他行事に参加している幼児 ③前号に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者 外国大使等が任務遂行に伴い宿泊する場合の宿泊税(消費税免除に準じる)	①令和6年10月より5千円未満の宿泊料は免税 ②外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除	①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ②学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(前期課程を除く。)高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部及び小学部を除く。)、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うもの ③外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除	なし	なし	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 ①学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者 ② 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者((公財)日本スポーツ協会などが主催するスポーツ大会、文化大会に参加する者 など)
減免	市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に対し、別に定めるところにより宿泊税を減免する。	市長は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める者については、宿泊税を減免することができる。		市長は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を軽減し、又は免除する	市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。 2 前項の規定による宿泊税の減免を受けようとする者が行うべき手続その他宿泊税の減免について必要な事項は、市長が別に定める。	市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
課税免除	①学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者 ②外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	①12歳未満の者 ②学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの ③前2号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により規則で定めるもの	①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の幼児・学生等や引率者が教育課程内の教育活動又は部活動として宿泊する場合 ②保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業者内保育事業を行う施設において満三歳以上の幼児や引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合	①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の幼児・学生等や引率者が教育課程内の教育活動又は部活動として宿泊する場合 ②保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業者内保育事業を行う施設において満三歳以上の幼児や引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合 ③外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
減免		市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。			

資料 8

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
課税期間 (見直し期間)	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、3年 その後5年ごと	条例施行後、3年 その後5年ごと	条例施行後、3年ごと

団体名	ニセコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
課税期間 (見直し期間)	条例施行後、3年ごと	条例施行後、3年 その後5年ごと	施行日から5年を経過したときは、 その効力を失う	制度開始当初は3年程度、その 後は5年ごと	制度開始当初は3年程度、その 後は5年ごと

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
人口	144.1万人	45.5万人	1.6万人	162.9万人	90.8万人	39.5万人
施行年月日	H30.10.1施行	H31.4.1施行	R1.11.1施行	R2.4.1施行	R2.4.1施行	R5.4.1施行
事業者支援策	宿泊税特別徴収事務補助金 申告額の2.5% 上限200万円	宿泊税特別徴収事務交付金 申告額の3%＋各月1000円 上限50万円	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 1 算定対象期間中すべて納期内完納したとき 3.0%（令和6年度分からは2.5%） 2 算定対象期間中1か月でも納期内完納していないとき2.5%（令和6年度分からは2.0%） 3 加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けたとき1.5%（令和6年度分からは1.0%）	宿泊税報償金 （本則）申告額の2.5% （特例R2～R6）申告額の3%但し、電子申告した場合0.5%加算し、3.5%	宿泊税報償金 （本則）申告額の2.5% （特例R2～R6）申告額の3%但し、電子申告した場合0.5%加算し、3.5%	宿泊税特別徴収事務報償金 申告額の2.5% 上限50万円
						長崎市宿泊税システム整備費補助金 補助率 2分の1（千円未満切捨て） 補助限度額 50万円

団体名	二セコ町	常滑市	熱海市	宮城県	仙台市
人口	0.5万人	5.8万人	3.2万人	223万人	109万人
施行年月日	R6.11.1施行	R7.1.6施行	R7.4.1施行	R8.1.13施行	R8.1.13施行
事業者支援策	特別徴収事務交付金 納入期限までに申告納入された額の5.0%に相当する額	特別徴収義務者報奨金 納期内納入額の2.5%	交付金 宿泊税（本税）の合計額に100分の2.5（導入から5年間は特例措置として＋0.5）を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	特別徴収義務者交付金 申告納入された宿泊税額の一定割合（最大3.5%）を交付	特別徴収義務者交付金 申告納入された宿泊税額の一定割合（最大3.5%）を交付 ①基準：納期内入額の2.5% ②加算 i：①に対して0.5%（課税開始から5年間） ③加算 ii：電子申請の場合、①に対して0.5%（課税開始から5年間）
			熱海市宿泊税システム整備費等補助金 補助率 2分の1（千円未満切捨て）・補助限度額 50万円	宮城県宿泊税レジシステム改修補助金 10分の10 なお、1施設当たり150万円を超える申請については、事前に整備内容について協議を行った上で、必要と認められる場合にのみ交付	レジシステム改修補助金 10分の10 なお、1施設当たり150万円を超える申請については、事前に整備内容について協議を行った上で、必要と認められる場合にのみ交付